

ロシアによるウクライナ侵略に関する声明

今回のロシア軍によるウクライナへの侵略は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。力による一方的な現状変更は断じて認められず、これは、欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、PNND 日本は最も強い言葉でこれを非難する。

また、最近、プーチン大統領は、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つ」と述べ、国際法上、禁止されている、「核による威嚇」の他、27日にはロシア軍に対し抑止力部隊を特別態勢に移す命令を出すなど、核戦力の行使が選択肢にあるという動きを見せている。

本年1月に発出された共同声明の中で、中国、フランス、ロシア、英国、米国の5カ国の首脳が史上初めて共同で「核戦争に勝者はなく、決して戦われてはならない」ことを確認したところであるが、ロシアの動き、プーチン大統領の最近の核に関連する言動は、自らのコミットメントとも相容れないものであり、極めて危険なものと言わざるを得ない。

また、ロシアによるウクライナ侵攻は、関係国によるウクライナの主権と領土の不可侵を約束することで核不拡散を進めたブダペスト覚書を明確に反故にするもので、今後の核軍縮・不拡散の観点からも極めて深刻で看過できない行動である。

核兵器は、いったん使用されると広範囲で多大な惨禍をもたらす。唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を知る国の国会議員として、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

令和4年3月2日

核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)日本
連絡先:i13833@shugiin.go.jp